

令和7年度  
八潮市外部評価報告書

令和8年2月  
八潮市外部評価委員会

## 目 次

1.	八潮市外部評価の目的	1
2.	八潮市外部評価委員会の職務	1
3.	会議日程	1
4.	行政内部の行政評価	2
5.	外部評価対象事業の選定	6
	(1) 事務事業評価の選定	6
	①1次選定の基準	6
	②2次選定の基準	6
	(2) 年次事業評価の選定基準	7
6.	外部評価対象事業	8
7.	評価の流れ	9
	(1) 事務事業評価に対する外部評価	9
	(2) 年次事業評価に対する外部評価	9
	(3) 現地調査を伴う外部評価	9
	(4) 外部評価実施済み事業の再評価	9
8.	評価	10
	(1) 事務事業評価に対する評価	10
	①事業の評価に対する評価	10
	②総合評価に対する評価	11
	③今後の方向性について	12
	(2) 年次事業評価に対する評価	13
	①事業の評価に対する評価	13
	②総合評価に対する評価	14
9.	外部評価の結果（概要）	15
	(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果	15
	(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果	17
10.	外部評価の結果（個別）	19
	・ふるさと納税推進事業	23
	・生活困窮者自立支援事業	25
	・こども誕生応援事業	27
	・備蓄物資整備事業	29
	・八潮市障がい者福祉施設やまびこ	31
	・八潮市立八條図書館及び八條公民館	34
11.	全体に関する意見	37

資料編

令和 7 年度事務事業評価シート	39
令和 7 年度年次事業評価シート	47
令和元年度八潮市行政評価における外部評価報告書（抜粋）	57
令和 7 年度外部評価シート	59
八潮市外部評価委員会委員名簿	61

## 1. 八潮市外部評価の目的

事業の実施主体である市が実施した事務事業評価及び年次事業評価<sup>1</sup>について、外部評価委員が市民の立場に立って評価を行うことにより、事務事業評価及び年次事業評価の客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することを目的とする。

## 2. 八潮市外部評価委員会の職務

八潮市外部評価委員会（以下「本委員会」という。）の職務は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に、次のとおり定められている。

八潮市附属機関設置条例 別表（第2条関係）

附属機関名	職務
八潮市外部評価委員会	市の事務事業評価及び八潮市公の施設 <sup>2</sup> の指定管理者 <sup>3</sup> の指定の手續等に関する条例に基づく年次事業評価に関する事項を調査審議する。

## 3. 会議日程

令和7年度八潮市外部評価委員会の日時、開催方法及び主な内容は、表1のとおりである。

表1 令和7年度八潮市外部評価委員会の日程

回数	日時	開催場所	主な内容
第1回	令和7年10月31日（金） 10:00～11:50	市役所4-2会議室	・外部評価の概要説明 ・外部評価2事業 （事務事業評価1事業、 年次事業評価1事業）
第2回	令和7年11月10日（月） 10:00～11:35	市役所3-4会議室	・外部評価2事業 （事務事業評価2事業）
第3回	令和7年11月26日（水） 10:00～12:20	市役所大会議室 八條公民館会議室2	・外部評価2事業 （事務事業評価【再評価】1事業、 年次事業評価【現地視察含む】1事業）
第4回	令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月10日（火）	書面開催	・外部評価の総括

### 1 年次事業評価

市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価するもの。また、公の施設の管理運営に関する事務事業の中で、指定管理者制度<sup>※</sup>は、公の施設を管理運営する一つの手法であり、指定管理者の業務について市が評価した年次事業評価は、事務事業評価の基礎となる。

※指定管理者制度…公の施設の管理運営を指定管理者に委任し、民間委託事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上、経費の節減及び効率性の向上を図ることを目的とした制度。

### 2 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的のために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。

（例：社会教育施設《図書館、公民館等》・

社会福祉施設《老人福祉センター、保健センター、児童館等》等）

### 3 指定管理者

地方公共団体から公の施設の管理を任される団体<sup>※</sup>（民間事業者、NPO法人など）

※団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。

#### 4. 行政内部の行政評価

市では、令和6年度に実施した42施策、374事務事業を対象に、行政内部の行政評価として「施策評価」及び「事務事業評価」を実施した。また、指定管理者によって管理される13の施設について、年次事業評価を実施した。

施策評価の目的は、施策レベルで投入コストや成果（業績）を把握し、八潮市総合計画の進捗管理を行うことと、施策の現状、課題などを分析し、施策の展開方針を示すことである。

事務事業評価の目的は、市の実施する事務事業について評価することにより、事務事業の見直し、職員の意識改革、さらに市民への説明責任を果たすことと、総合的・計画的・効率的な行政運営を推進し、市民満足度の向上を図ることである。

年次事業評価の目的は、市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価することにより、指定管理者に対して、施設の適正な運営やサービスの向上を促すことである。

本委員会では、「事務事業評価」4事業及び「年次事業評価」2事業について評価を行った。令和7年度（令和6年度実施事業）施策評価・事務事業評価及び年次事業評価の結果は、表2、表3及び表4のとおりである。

表2 令和7年度施策評価結果（令和6年度に実施した42施策）

評価項目	説明	評価内容	件数(件) ※1	割合(%) ※2
課題	目標達成のための課題	課題はほとんどない	2	3
		ある程度課題がある	55	90
		大きな課題がある	4	7
		計	61	100
総合評価	成果指標や事務事業評価結果を踏まえ進捗度を総合的に評価	順調	12	20
		概ね順調	48	79
		遅れ	1	2
		計	61	100
方向性	今後の施策の方向	現状のまま推進	44	72
		見直して推進	17	28
		大幅に見直して推進	0	0
		計	61	100
	「見直して推進」、「大幅に見直して推進」の17事業のうち	重点化	13	
		縮小	0	
		その他	4	

※1 施策に対し、複数の関係部署がある施策は、それぞれの部署が施策評価を行ったため、評価の合計が42にならない。

※2 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても100%にならない場合がある。

表 3 令和 7 年度事務事業評価結果（令和 6 年度に実施した 374 事務事業）

評価項目	説明	評価内容	件数	割合 (%) ※1
必要性	当該事務事業について市が関与する必要性	非常に高い	274	73
		高い	88	24
		ある程度認められる	12	3
		計	374	100
目標達成度	令和 6 年度の目標達成度	達成した (100%)	124	33
		概ね達成した (80%以上)	217	58
		達成できなかった (80%未満)	33	9
		計	374	100
実施内容・方法	成果向上やコスト削減のための見直しの余地	余地が大きい	10	3
		ある程度余地がある	311	83
		余地がない	53	14
		計	374	100
公平性	i. 受益者が一部に偏っているか	偏りがある	54	14
		やや偏りがある	97	26
		偏りがない	94	25
		非該当	129	35
		計	374	100
	ii. 受益者負担の見直しの余地※2	余地がある	74	30
		余地がない	30	12
		受益者負担がない	87	36
		非該当	54	22
		計	245	100
課題	評価時点で認識されている問題・課題	課題はほとんどない	35	10
		ある程度課題がある	301	80
		大きな課題がある	38	10
		計	374	100
総合評価	最終目標に対する進捗状況	順調	121	32
		概ね順調	230	61
		遅れ	21	6
		評価対象外※3	2	1
		計	374	100
今後の方向性	計画期間を通じた方向	現状のまま継続	276	74
		休止・廃止	0	0
		終了・完了	3	1
		見直して継続	84	22
		他事業と統合して継続	11	3
		計	374	100
	見直し方針:「見直して継続」、「他事業と統合して継続」の 95 事業のうち※4	重点化 (拡充)	55	
		手段を改善	32	
		効率・簡素化	6	
		その他	11	

- ※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。
- ※2 「i. 受益者が一部に偏っているか」の中で「非該当」と回答した場合は「ii. 受益者負担の見直しの余地」には回答しないため、合計が 374 事業にならない。
- ※3 令和 6 年度に事業を行わなかったため、評価対象外とした。
- ※4 見直し方針について複数回答した事業があるため、「見直して継続」及び「他事業と統合して継続」の合計である 95 事業にならない。

表 4 令和 7 年度年次事業評価結果（令和 6 年度に指定管理者が管理した 13 施設）

評価項目	説明	評価	件数	割合 (%)※1
利用者満足度	利用者満足度は、毎年行われる利用者満足度調査から得られた評価を、表 5 の算出方法に従って、5 から 1 までの 5 段階で示したものの。	5	1	8
		4	12	92
		3	0	0
		2	0	0
		1	0	0
総合評価	年次事業評価の各項目の評価と、利用者満足度指数から、表 6 の評価基準に従って、S から D までの 5 段階で示したものの。	S	1	8
		A	12	92
		B	0	0
		C	0	0
		D	0	0

※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。

表 5 利用者満足度調査に係る利用者満足度指数の算出方法（この表は例です）

①「当施設の管理者に対する評価」を5段階で点数化する。

当施設の管理者に対する評価	人数(A)	点数(B)	計(A×B)
5. 非常に満足	30	5	150
4. 満足	10	4	40
3. どちらでもない	5	3	15
2. 不満	2	2	4
1. 非常に不満	1	1	1
計	① 48		② 210

②平均点数を算出する。（小数点第3位以下切り捨て）

平均点数（②÷①）

4.37

③平均点数から利用者満足度指数を決定する。

利用者満足度指数

4

平均点数	満足度指数
4.75～5.00	5
4.00～4.74	4
3.00～3.99	3
2.00～2.99	2
1.00～1.99	1

表 6 年次事業評価に係る総合評価の評価基準

総合評価	評価基準
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている。	年次事業評価が全てAであり、利用者満足度指数が5ポイントである場合
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが2/3以上であり、利用者満足度指数が4ポイント以上である場合
B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2以上であり、利用者満足度指数が3ポイント以上である場合
C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して努力を要する。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2未満である。または、利用者満足度指数が2ポイントである場合
D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る。	年次事業評価にCがある。または、利用者満足度指数が1ポイントである場合

## 5. 外部評価対象事業の選定

### (1) 事務事業評価の選定

本委員会では、市が実施する事務事業評価のうち、外部評価対象事業として、次の選定基準により 4 事業を決定した。

#### ① 1 次選定の基準

企画経営課が、教育委員会（教育総務部・学校教育部）の実施する事務事業※（63 事業）及び次の条件に該当する事務事業を除く 34 事業を決定する。

- ・ 国や県が主体となって実施する事務事業
- ・ 職員が対象となるなど、内部管理のみの事務事業
- ・ 令和 6 年度に予算または人件費のない事務事業
- ・ 積立金や償還金、利子等の支出もしくは他会計への繰出のみの事務事業
- ・ 経営資源の事業費・労働量が「削減」の事務事業
- ・ 前年度に外部評価対象となった担当課の事務事業（再評価対象事業を除く。）
- ・ 過去に外部評価を実施した事務事業（再評価対象事業を除く。）

#### ② 2 次選定の基準

1 次選定された 34 事業の中から、外部評価委員が評価すべき事業を選定する。外部評価委員の選定結果を集計し、選定した 4 事業を外部評価対象事業とする。

※教育委員会の事業については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育に関し学識経験を有する方に意見をいただき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行っているため対象外とした。

## (2) 年次事業評価の選定基準

本委員会による評価は、次年度以降、指定管理者が施設の運営に反映できるよう、原則として指定期間内の2年目または3年目における年次事業評価を対象とするが、各年度の評価対象施設数に偏りがないように調整する。

指定管理者が管理する施設に対する年次事業評価について、外部評価を行うスケジュール(予定)は表7のとおりである。

表7 指定管理者が管理する施設に対する評価年度スケジュール(予定)【全13施設】

番号	施設名	指定管理期間と評価年度					
		R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	八潮市立コミュニティセンター				評価		
2	八潮市老人福祉センター寿楽荘				評価		
3	八潮市老人福祉センターすえひろ荘				評価		
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑				評価		
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ			評価			
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ			評価			
7	八潮市障がい者福祉施設虹の家			評価			
8	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	評価					評価
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター		令和8年3月31日廃止				
10	八潮市立はちじょうきた学童保育所		評価			評価	
11	八潮市立どんぐり学童クラブ		評価			評価	
12	八潮市立八條図書館及び八條公民館	評価					評価
13	八潮市立おおぜ学童保育所		評価			評価	
評価対象施設数		2	3	3	4	3	2

※白抜きは現在の指定管理期間、網掛けは令和8年1月1日現在で想定される指定管理期間を表記している。

## 6. 外部評価対象事業

事務事業評価及び年次事業評価の選定基準に基づき、表 8 及び表 9 のとおり外部評価対象事業を決定した。

なお、「4. 備蓄物資整備事業」については、令和元年度に外部評価を実施した事業であるが、再評価として外部評価を実施した。

表 8 令和 7 年度八潮市外部評価対象 事務事業評価 一覧表

番号	施策の柱	事業名	担当課名
1	新公共経営	ふるさと納税推進事業	企画経営課
2	健康福祉・子育て	生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
3	健康福祉・子育て	こども誕生応援事業	子育て支援課
4	防災・防犯・消防・救急	備蓄物資整備事業	危機管理防災課

表 9 令和 7 年度八潮市外部評価対象 年次事業評価 一覧表

番号	施設名	担当課名
5	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	障がい福祉課
6	八潮市立八條図書館及び八條公民館	社会教育課

## 7. 評価の流れ

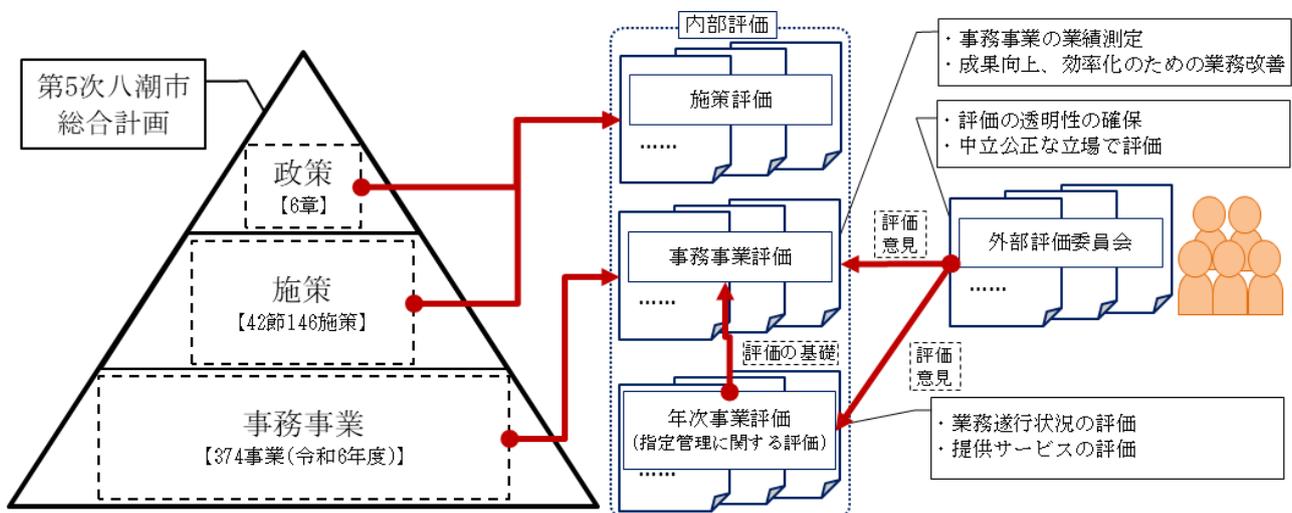
### (1) 事務事業評価に対する外部評価

事務事業評価に対する外部評価は、事務事業評価シート（P39 参照）に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

### (2) 年次事業評価に対する外部評価

年次事業評価に対する外部評価は、年次事業評価シート（P47 参照）等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、年次事業評価が適切に行われているか評価を行った。

図 1 外部評価と事務事業評価及び年次事業評価の関係（イメージ）



### (3) 現地調査を伴う外部評価

平成 23 年度から、外部評価委員が施設や現地等を実際に確認し、評価を行う、現地調査を伴う外部評価を取り入れた。

現地調査を伴う外部評価として、はじめに施設や現場等の現地調査を行いながら、施設や現場等の概要の説明を受けた。その後、評価シート等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果の説明を受け、質疑応答を行い、評価が適切に行われているか評価を行った。

### (4) 外部評価実施済み事業の再評価

平成 25 年度から、過去に実施した外部評価により明確となった課題が改善され、適切に評価しているかを確認するため、評価実施済み事業を再評価することとした。

外部評価実施済みの事業の再評価は、事務事業評価シート及び当該事業における過去の外部評価結果等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果、課題の改善状況等の説明を受け、その後、質疑応答を行い、課題の改善状況等を踏まえ、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

## 8. 評価

### (1) 事務事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した事務事業評価に対して、「必要性」「目標達成度」「実施内容・方法」「公平性」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

なお、「今後の方向性」については、各外部評価委員の考えを示した。

#### ①事業の評価に対する評価

事務事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「事業の評価」に掲げる各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 10 「事務事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 10 事務事業評価に対する評価基準

評価項目	評価の視点
必要性 (市が関与する必要性)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民からの要望を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 社会情勢の変化を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 利用者や対象者の減少などを的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 市が事業を廃止・休止した場合の市民に与える影響を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 市民の生活水準の維持・向上への寄与を的確に捉え評価しているか。</li></ul>
目標達成度 (令和6年度の目標達成度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目的（目標）を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 事業成果・効果を的確に判断し評価しているか。</li><li>・ 市民満足度を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 適切な指標を設定し、指標の達成度を的確に捉え評価しているか。</li></ul>
実施内容・方法 (成果向上・コスト削減のための見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 効率化の余地を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 費用対効果を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 事業の担い手や進め方等の見直しの余地を的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 進行状況を的確に捉え評価しているか。</li></ul>
公平性 (受益者が一部に偏っているか・受益者負担の見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者（受益者）の偏りを的確に捉え評価しているか。</li><li>・ 受益者負担の公平性を的確に捉え評価しているか。</li></ul>

## ②総合評価に対する評価

事務事業評価シート、担当者作成の事業内容や評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、「事業目的」、「事業の実施状況(見込み)」、「活動指標・成果指標」、「計画期間を通じた課題と対応策」を踏まえ、最終目標の達成に向けた進捗状況が適切に評価されているか、という視点から評価を行い、表11「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が5点から1点までの5段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、その平均点に基づいて、「委員会の評価」を決定した。委員会の評価は、総合評価の平均点について、「4.5点以上」をA、「4.4点から4.0点」をB、「3.9点から3.0点」をC、「2.9点から2.0点」をD、「1.9点から1.0点」をEとしたものである。

表 11 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	平均点が4.5以上
B:適切な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	平均点が4.0～4.4
C:概ね適切な評価	・市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	平均点が3.0～3.9
D:やや適切でない評価	・市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	平均点が2.0～2.9
E:適切でない評価	・市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	平均点が1.0～1.9

### ③今後の方向性について

各外部評価委員が、「①事業の評価に対する評価等」を考慮し、次の表 12 に掲げる区分に従い、「今後の方向性」を考察した。

表 12 今後の方向性

区分	説明
重点化（拡大）	令和6年度と比較して、事業を重点化（拡大）して実施する。
現状維持	令和6年度と比較して、事業を同規模で実施する。
縮小	令和6年度と比較して、事業を縮小して実施する。
休止・廃止	令和6年度の翌年度以降、事業を休止・廃止する。
その他	上記4区分以外の方向性を表す。

## (2) 年次事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した年次事業評価に対して、「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

### ①事業の評価に対する評価

年次事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 13 「年次事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 13 年次事業評価に対する評価基準

年次事業評価の評価項目	市が実施した各項目についての評価の視点
開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか
管理執行体制に関する事項	業務遂行に必要な職員配置や業務の処理に適した執行体制、業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか等
個人情報の保護	個人情報が入潮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われているか、個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか
利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか、利用者アンケート等を実施し、自己分析や業務改善を行っているか等
利用許可業務	利用者の公平な選考を行っているか、利用料金は適正に設定され、徴収、減免の手続きは適正か等
施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理や保安管理は適正か、施設の改修・修繕は市との協議の上で行われているか等
経費の執行管理	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか、資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか等
その他の事項	業務の一括委託などは行われていないか、損害賠償保険に加入しているか

## ②総合評価に対する評価

年次事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、全ての評価内容や事業内容を的確に捉え評価しているか、事業の目的を的確に捉え評価しているか、事業の実施状況や進捗状況を的確に捉え評価しているか、各評価項目の評価と矛盾のない評価をしているか、課題や改善策についても具体的に検討の上で評価しているか、という視点から評価を行い、表 14「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が5点から1点までの5段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、その平均点に基づいて、「委員会の評価」を決定した。委員会の評価は、総合評価の平均点について、「4.5点以上」をA、「4.4点から4.0点」をB、「3.9点から3.0点」をC、「2.9点から2.0点」をD、「1.9点から1.0点」をEとしたものである。

表 14 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	平均点が4.5以上
B:適切な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	平均点が4.0～4.4
C:概ね適切な評価	市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	平均点が3.0～3.9
D:やや適切でない評価	市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	平均点が2.0～2.9
E:適切でない評価	市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	平均点が1.0～1.9

## 9. 外部評価の結果（概要）

市が実施した事務事業評価、年次事業評価及び本委員会の評価は、表 15 及び表 16 のとおりである。

### (1) 事務事業評価に対する外部評価の結果

事務事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした 4 事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①必要性」「②目標達成度」「③実施内容・方法」「④公平性」及び「⑥総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したものではなく、市が実施した「事務事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 15 事務事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

事業名		①必要性	②目標達成度	③実施内容・方法	
1	ふるさと納税推進事業	内部評価	A	A	見直しの余地がある
		外部評価	4.8	4.3	4.3
2	生活困窮者自立支援事業	内部評価	B	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.2	4.0	4.2
3	こども誕生応援事業	内部評価	A	C	見直しの余地がある
		外部評価	4.4	4.6	4.6
4	備蓄物資整備事業	内部評価	A	A	見直しの余地がある
		外部評価	4.8	4.5	4.5

※上段は市が実施した事務事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

④公平性	⑤課題	⑥総合評価	⑦今後の方向性
非該当	ある程度課題がある	☆☆☆ 順調	現状のまま継続
4.8	—	B：適切な評価	P.24(4)参照
非該当	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.2	—	B：適切な評価	P.26(4)参照
偏りがある 非該当	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.4	—	B：適切な評価	P.28(4)参照
非該当	ある程度課題がある	☆☆☆ 順調	見直して継続 重点化
4.3	—	B：適切な評価	P.30(4)参照

## (2) 年次事業評価に対する外部評価の結果

年次事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした2事業を「A：最適な評価」とした。

なお、「①開館時間」「②管理執行体制に関する事項」「③個人情報の保護」「④利用者への対応及びサービス等の向上」「⑤利用許可業務」「⑥施設設備及び物品の維持管理」「⑦経費の執行管理」「⑧その他の事項」及び「⑨総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したのではなく、市が実施した「年次事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 16 年次事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

施設名			① 開館 時間	②管理執行体制 に関する事項			③個人情 報の保護		④利用者への対応及 びサービス等の向上				⑤利用許可業務			
			開館 予定日、 時間	職員 数	チェ ック 機能	法令 遵守	適正 な取 り扱 い	マニ ュアル の作 成	行事 の 実行	自己 分析、 業務 改善	トラ ブル 対応	職員 研修	利用 料金 の設 定	減免 の手 続き	利用 料金 の徴 収	公平 な選 考
5	八潮市障がい者 福祉施設やまび こ	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	4.8	4.5			4.8		4.5				4.5			
6	八潮市立八條図 書館及び八條公 民館	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	4.8	4.5			4.5		4.3				4.8			

※上段は市が実施した年次事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

⑥施設設備及び物品の維持管理						⑦経費の執行管理				⑧その他の事項		⑨総合評価
施設の維持管理	施設の改修・修繕	施設の保安管理	清掃業務	安全衛生管理	物品の管理	経費の効率化	経費の執行体制	適正な管理	経理規程等の整備	一括委託	賠償保険	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
4.8						4.8				4.8		A:最適な評価 P.33(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
4.8						4.8				4.8		A:最適な評価 P.36(2)参照



#### 【構成の説明】

- ①事業名や事業目的等を記載しており、事務事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 10「事務事業評価に対する評価基準」(P10)に基づき、必要性や目標達成度等の 4 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 11「総合評価に対する評価基準」(P11)に準じて、外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、その総合評価の平均点に基づく「委員会の評価」によって、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 事務事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った事務事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 今後の方向性について」は、表 12「今後の方向性」(P12)に基づき、重点化や現状維持等の方向性について考察した結果を記載した。
- ⑥「(5) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 事務事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。



## 【構成の説明】

- ①施設名や設置の目的等を記載しており、年次事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 13「年次事業評価に対する評価基準」(P13)に基づき、開館時間や管理執行体制等の 8 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 14「総合評価に対する評価基準」(P14)に準じて、外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、その総合評価の平均点に基づく「委員会の評価」によって、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 年次事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った年次事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 年次事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

番 号	1		
事業名	ふるさと納税推進事業	担当課	企画経営課
事業目的	ふるさと納税制度を活用し、寄附件数及び寄附額の増加に努めることで、自主財源の確保につなげるとともに、地元特産品のPR強化、地域経済の活性化を図るもの。		
事業概要	ふるさと納税の寄附受付や返礼品の贈呈等に係る運營業務を行う。		

### (1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.8	3人	1人			
目標達成度	達成した	4.3	1人	3人			
実施内容・方法	余地がある	4.3	2人	1人	1人		
公平性	非該当	4.8	3人	1人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

### (2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆☆ 順調	B：適切な評価	4.0点	1人	2人	1人		

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

### (3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、市が関与することを前提とした制度に伴うものであり、財政に大きな影響を与える事業であるため、「非常に高い」とする評価は妥当であるといえる。
- ② 目標達成度について、県道松戸草加線陥没事故に伴う災害支援寄附分を除くと、寄附額は前年度から微減とのことであったため、「概ね達成できた」ととどめた方が良いと考えられる。また、ふるさと納税制度により流出超過となっている自治体である以上、より多くの寄附が集められるよう努力すべきで成果指標の目標設定が低いと思う。
- ③ 実施内容・方法について、市の創意工夫が強く求められている事業であり、その意味で「余地が大きい」ともいえるが、現実的にはあまり余地が残されていないようにも思われる。
- ④ 公平性について、「非該当」とするしかないように思われる。
- ⑤ 総合評価について、市外への流出額が大きく、成果指標の目標を達成できたのも陥没事故というイレギュラーな事態に負うところが大きいことを考えると、必ずしも「順調」といえる状況にはないと思われる。他方で、本市の特徴からすると事態の改善は難しく、現状維持しつつ、お金の換算されない価値を見出して取り組んでいくのが良いように思う。

### (4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が1人であった。このことから、現在の事業内容を維持しつつも、積極的に事業を推進して成果を上げていただきたい。

### (5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① ふるさと納税の返礼品向きの特産品が見当たらないように思われる。日用品・消耗品になるようなものを返礼品として開拓し、配達期間を短く明確にすることができれば、寄附が増えるのではないかと。
- ② 本来の趣旨から逸脱し、返礼品競争となっているふるさと納税制度自体には反対だが、地場産業を見直す良い機会であると思う。流出が大きい現状に対して、市があきらめているようにも感じたが、近郊農業と工場の街である八潮の魅力を上手く発信してほしい。
- ③ 新規の返礼品開拓に努めるしかないと思われる。

番 号	2		
事 業 名	生活困窮者自立支援事業	担 当 課	社会福祉課
事業目的	生活保護にいたる前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給などを行い自立を支援する。		
事業概要	生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、下記事業を実施する。 ①生活困窮者自立相談支援事業 ②住居確保給付金の支給 ③子どもの学習支援事業 ④就労準備支援事業 ⑤家計改善支援事業		

### (1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	高い	4.2	2人	2人	1人		
目標達成度	概ね達成できた	4.0	1人	3人	1人		
実施内容・方法	余地がある	4.2	3人		2人		
公平性	非該当	4.2	2人	2人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

### (2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価	4.0点	2人	1人	2人		

### (3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、法律に基づく制度であること、困窮者の社会権保障に資すること、市にとっても生活保護者を少なくするために有用であることを考えると、「非常に高い」と位置付けるべきではないか。生活困窮者に対する自立支援によって、セーフティネットが重層的になり、より多くの方が健全な生活を送れるようになるための事業と考えると必要性は高いと思われる。
- ② 目標達成度について、成果指標に関しては「概ね達成できた」とする評価は適切であるが、活動指標の計画に設定されている値が実績の値と大きく乖離している。厚生労働省が示す目標値に合わせていることは理解できるが、実態にそぐわない計画は望ましいものではない。
- ③ 実施内容・方法について、法律上の制度である以上、工夫の余地は少ないように思われるが、本事業は基本的には委託するものであるため、委託先の選定や委託先との協力体制に工夫の余地が出てくる。そのため「余地がある」とするのは適切である。
- ④ 公平性について、支援が必要な人すべてに支援がいきわたっているわけではなく、その点で「やや偏りがある」という評価も考えられるのではないか。
- ⑤ 総合評価について、活動指標の実績値が多く、さらに成果指標の率が維持できていることから、事業が一定程度順調にしているものと考えられるため、「概ね順調」とする評価は適切である。

### (4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であり、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が2人であった。このことから、現在の事業内容を維持しつつ、重点的かつ効果的な事業手法についても検討いただきたい。

### (5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 基本的には、市役所の中の窓口対応が本事業の起点となっているようであるが、もう少し入り口を広げることができないか。本市の生活保護率は、全国平均をやや下回っているとのことだったので、本事業の成果であればよいと思う。
- ② 社会とのつながりが薄く、自ら助けを求めることが難しい方々にもしっかり手が届くよう、窓口で待つだけでなく、地域の中に隠れている困窮されている方を温かく見守り、拾い上げられるような運用をお願いしたい。また、相談の第一歩としてメールでも気軽につながれるような、寄り添った体制の充実を望む。

番 号	3		
事業名	こども誕生応援事業	担当課	子育て支援課
事業目的	子育て支援対策事業として下記を実施することで経済的負担の軽減を図る。 ①誕生祝金の支給 ②コバトンベビーギフトの事業実施 ③パパ・ママ応援ショップ優待カードの配布 ④母乳育児支援給付金の支給		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誕生の日以後、継続して本市に住所を有する児童を対象に、1人につき1回に限り3万円を支給する。</li> <li>・埼玉県から児童が生まれた世帯に、コバトンベビーギフトの申請書を配布する。</li> <li>・パパ・ママ応援ショップ優待カードを配布し、子育て家庭等が割引などの優待を受けられるサービスを提供する。</li> <li>・乳房ケアを受けた費用に対し、子どもの誕生日から1年間、5,000円を上限として支給する。</li> </ul>		

### (1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.4	3人	1人	1人		
目標達成度	達成できなかった	4.6	3人	2人			
実施内容・方法	余地がある	4.6	3人	2人			
公平性	偏りがある 非該当	4.4	2人	3人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

### (2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価	4.4点	2人	3人			

### (3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、本市の独自の制度であり、その点で意義のあるものではあるが、国による類似制度もあり、必要性が「非常に高い」とまではいえないのではないかと。本事業が理念として少子化対策をあまり強調していないのであれば、必要性が高いとはいえない。市民意識調査において、子育て支援の希望があるにせよ、誕生祝金と乳房ケアに対する給付を軸とした本事業では、その期待に応える中心事業ではなく補助的な事業であろう。
- ② 目標達成度について、出生数自体は減少傾向にあるにもかかわらず、活動指標の計画や成果指標の目標が前年度のままであれば、達成できないのは当然である。本事業の目標を、出生数の増加（少子化対策）を中心としたものにしないのであれば、成果指標については、支給率のような数値にした方が良いのではないかと。
- ③ 実施内容・方法について、本事業の必要性を「非常に高い」と考え、それにもかかわらず目標を「達成できなかった」とするのであれば、本事業が独自事業である以上、工夫の「余地が大きい」とすべきであろう。見直しの「余地がある」との評価であるが、課題に対して考えられる対応策としては、対象者への周知を継続する、に留まっている。
- ④ 公平性について、一定の条件のもとに誕生祝金を支給しているため、「偏りがある」としたのは適切な評価である。また、乳房ケアの給付金などは周知が必要と思われ、その意味でも「偏りがある」とも考えられる。祝金や給付金の支給を軸とした本事業は、支給を受ける「受益者の負担がない」とする評価も可能であるように思われる。
- ⑤ 総合評価について、誕生祝金の支給基準を満たした市民に祝金を届ける、という事業だと捉えた場合には、本事業は順調といえる。乳房ケアの給付金については、申請を待つことになり、十分に必要な人に届けられているかは把握が困難であろう。

### (4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が2人であった。このことから、現状の事業を継続しつつ、より効果的な実施方法を模索するなど重点化に努めていただきたい。

### (5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 八潮市の人口は増加傾向との説明があったが、出生数自体は減少傾向にあるように思われる。本市の人口動態（自然動態と社会動態）を踏まえたうえで、子育て支援に関連する各事業を適切に位置づけた方が良いと思う。本事業は、少子化対策というよりも、母子ともに健康に過ごしてほしい、という趣旨のものとの説明があり、それ自体は良い事業であると思ったが、費用対効果が求められると難しい点もあると思う。
- ② 少子化対策は国全体の課題でもあり、子育てしやすい市になってほしいと思う。厳しく捉えれば市内出生数が減っているということは、このような事業がうまくいっていない結果ともいえるため、より効果的な施策が必須だと考える。
- ③ 以前、パパ・ママ応援ショップを利用して非常に助かっていた。現状維持で事業を継続していただきたい。

番 号	4	再評価	
事業名	備蓄物資整備事業	担当課	危機管理防災課
事業目的	災害発生時に必要となる避難者、帰宅困難者及び災害対応業務従事者の食料や飲料水、生活必需品などを確保する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八潮市地域防災計画における想定被災者数4,545人に対して、3日分の食料及び飲料水等を確保する。</li> <li>・八潮市備蓄計画に基づき計画的な備蓄を推進する。</li> <li>・災害対応業務従事職員等分の食料及び飲料水等の備蓄を実施する。</li> <li>・帰宅困難者への食料及び飲料水等の備蓄を実施する。</li> </ul>		

### (1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.8	3人	1人			
目標達成度	達成した	4.5	2人	2人			
実施内容・方法	余地がある	4.5	2人	2人			
公平性	非該当	4.3	2人	1人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

### (2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆☆ 順調	B：適切な評価	4.3点	1人	3人			

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

### (3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、災害時における備えは、直接市民の生命にかかわることであり、「非常に高い」とする評価は適切である。
- ② 目標達成度について、想定被災者数は埼玉県防災計画に基づく数字であり、その人数に対する本来1.5日分の食料備蓄で良いところを3日分の備蓄をしている点は高く評価できることだと考えられ、また、その目標を達成している点も高く評価できる。しかし、八潮市が想定被災の当事者・現地の自治体として、独自にどのように想定しているのかは不明瞭であった。
- ③ 実施内容・方法について、令和元年度の外部評価においても、備蓄スペースの確保が問題となっており、新市庁舎における備蓄スペースはさらに少なくなっているとのことであったため、学校等の公的施設などと連携し、相互に情報を共有しながら備蓄状況を把握するようできないか。
- ④ 公平性について、被災時に公平に備蓄物資が配布されることが重要であり、そのため、平時においてはこの項目を「非該当」とするのは適切であるが、どのように公平に備蓄物資を配布するかのシミュレーションは重要だと考えられる。
- ⑤ 総合評価について、本事業は「公助」に位置づけられるものであり、自助・共助との組み合わせが重要であるが、割り与えられた想定被災者数の枠の中で実施されており、自助・共助の詳細な把握は行われていないようにも思われる。万が一の備えである以上、不測の事態が起きなければ無駄になってしまうものでもあり、あまり積極的になりにくい事業であることは理解できるが、だからこそ「公助」を担う本事業の役割は重要である。

### (4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【重点化（拡充）】」であり、本委員会の意見としては、「重点化」が2人、「現状維持」が2人であった。このことから、本事業に重点的に取り組み、これまで以上に積極的な推進に努めていただきたい。

### (5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 今後の方向性を「重点化」としたが、備蓄物資を増やすというハード面というよりも、自助・共助との連携（情報の共有化）や市民への備蓄意識の浸透を図るといったソフト面における重点化を考えている。賞味期限の迫った備蓄物資について、こども食堂やフードバンク等にも回すことで廃棄しないようにしていると説明があり、非常に良いことだと思う。家庭での備蓄を呼び掛けているとのことであるが、どの程度の家庭が、どの程度の備蓄をしているのかを把握できないだろうか。
- ② 想定帰宅困難者が避難者数（1週間後）と比較して倍に近いが、備蓄が不足しないのか心配である。被害想定根拠が10年前の埼玉県の調査に基づくものであり、時間も経過しているため市独自で調査できないものか。
- ③ 市民に向けて自宅備蓄推奨の周知をもっと積極的に行ってほしい。また、民間との連携を強化し、備蓄スペースの協力等を得られないか。

番 号	5	指定管理	
施 設 名	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障がい者の福祉の増進を図る		
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号（※）に掲げる事業に関する業務 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 ※(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業 (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業		

#### (1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	4.8	3人	1人			
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.5	2人	2人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	3人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.5	2人	2人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	A	4.5	2人	2人			
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	4.8	3人	1人			
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	4.8	3人	1人			
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

## (2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	4.8点	3人	1人			

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

## (3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 管理執行体制に関する事項について、指定管理者の自己評価表の業務改善に向けた分析の中で「職員の確保が大きな課題」としているが、そのことが本項目の記載内容からは伺うことができないため、指定管理者と所管課との間で課題が共有されているようではあるが、所管課の言及もあると良い。
- ② 個人情報の保護について、障がい者施設においては個人情報の取扱いが特に重要であると思われるが、電子データに関するも適切に管理されているようである。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、アンケートが無記名のため、詳細が把握できないことはやむを得ないと思うが、「非常に不満」との回答がある点は無視できない。
- ④ 利用許可業務について、「利用者の選考はない」とする点は不適切な評価とはいえないが、事前相談の中において実質的な選考が行われていないか懸念がある。所管課として利用希望者本人の意思を尊重しているとの説明があったため納得はしている。
- ⑤ 総合評価について、指定管理者の自己評価表が詳細に記されており、また、業務改善に向けた分析もしっかりと記載されている。利用者1名の一般企業への就職を実現できたことは非常に喜ばしいことだと思われる。

## (4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 利用者が定員に満たない状況にあり、高齢化による退所者がいる一方で、新規の入所者が少ないとの説明があった。定員を充足し満員になることが必ずしも望ましいとは限らないが、特に就労継続支援については、もう少し入所者を増やせるような工夫があってもよいのではないかと。
- ② 通所者数や稼働率は、計画と比し、まだ少し余裕があるため、より多くの人に利用してもらえ施設運営を望む。
- ③ 利用者の方たちが毎日楽しく通えることが第一だと思う。

番 号	6	指定管理	
施 設 名	八潮市立八條図書館及び八條公民館	担 当 課	社会教育課
設置の目的	社会教育法及び図書館法の規定に基づく目標を達成するため		
業務内容	(1) 図書館資料の収集、整理及び保存、図書及び雑誌の貸出等の業務 (2) 公民館の利用の許可、定期講座の開設等の業務 (3) 八條図書館・公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務		

### (1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	4.8	3人	1人			
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.5	2人	2人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.5	2人	2人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.3	2人	1人	1人		
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	A	4.8	3人	1人			
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	4.8	3人	1人			
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	4.8	3人	1人			
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

## (2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	4.5点	2人	2人			

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

## (3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 開館時間について、システム交換のために10月上旬に開館していない時間帯があったようだが、基本的には開館されているとのことであり、予定日が守られているとするのは適切である。
- ② 利用者への対応及びサービス等の向上について、活動指標・成果指標を見ると、教室・講座の数がよく伸びているが、現在の指定管理者に代わって2年目となり、力を入れるようになったことの成果であるとの説明があり、利用者の希望を満たす運営が行われているものと考えられる。
- ③ 施設設備及び物品の維持管理について、築26年が経過し、修繕が必要な箇所が出てくることも予想されるが、現地視察で見た限りでは清潔感があり、日差しの差し込む明るい雰囲気を持しており、適切に維持されていると感じた。
- ④ 経費の執行管理について、支出における維持管理費が、直営最終年度（平成24年度）に比し、大きく削減されているが、これは指定管理者により適切に維持管理されているからであるとの説明があったため、効率的に運営していると考えられる。

## (4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 交通の便が悪いが、移築にはコストがかかることもあり、現状維持するしかないこと、また、図書・雑誌の出版の在り方が、著しいIT化・オンライン化を受けて変容してきていることを考えると、実際に図書館を訪れて紙の図書・雑誌に触れるという従来の図書館の在り方も変容していくことが予想される。社会の要望に合った情報提供の在り方を模索してほしい。
- ② 利用者から苦情があったとのことで、指定管理者の対応のみだと不安に感じた。
- ③ いろいろと課題がある中、工夫のある運営がなされており、また明るく開かれた図書館としてとても魅力的にうっとりしました。

## 11. 全体に関する意見

令和7年度の本委員会では、6事業の外部評価を行った。今年度は外部評価全体に対する意見等はなかったため、今後も事務事業及び年次事業いずれにおいても適切な評価を実施し、効率的かつ効果的な行政運営を推進できるよう努めていただきたい。